

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 6 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

専決第 6 号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、志摩市国民健康保険税条例の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

志摩市国民健康保険税条例（平成16年10月1日志摩市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の志摩市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。